

○埼玉県警察サイバー対処能力検定要綱

令和7年8月1日

サ 対 第 215号

警 察 本 部 長

埼玉県警察サイバー対処能力検定要綱について（通達）

サイバー事案への対処に係る能力検定については、対号通達に基づき実施しているところであるが、サイバー空間の脅威への対処に関する知識及び技能の向上に資するため、別添要綱を策定し、実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

別添

埼玉県警察サイバー対処能力検定要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察サイバー対処能力検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 能力検定の級位及び実施機関

- 1 能力検定は、初級、中級及び上級に区分され、初級及び中級にあつては埼玉県警察が、上級にあつては警察庁がこれを実施する。
- 2 能力検定の対象となる知識及び技能は、能力検定の対象となる知識及び技能一覧（別表1）の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

第3 能力検定の実施責任者

初級及び中級の能力検定の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、生活安全部サイバー局長とする。

第4 能力検定の出題範囲

各級位の能力検定の出題範囲については、出題範囲一覧（別表2）に掲げるとおりとする。

第5 能力検定の合格基準等

- 1 能力検定の合格基準は、いずれも70パーセント以上の成績とする。
- 2 能力検定の対象となる知識及び技能一覧の各級位の右欄に掲げる知識及び技能を有すると実施責任者が認める者については、別に定めるところにより、当該級位の能力検定を免除し、合格とすることができる。

第6 合格者への通知等

- 1 実施責任者は、初級及び中級の能力検定における合格者を当該合格者が属する所属の長に通知するものとする。
- 2 実施責任者は、警察庁から上級の能力検定における合格者について通知を受けた場合は、前記1の規定に準じて、所属長に通知するものとする。
- 3 所属長は、前記1又は2の規定による通知を受けたときは、その旨を当該合格者の人事記録表（埼玉県警察職員の人事記録に関する訓令（平成4年埼玉県警察本部訓令第22号）に規定するものをいう。）に記録するものとする。

第7 更新

中級の合格資格にあつては、原則として、当該中級の能力検定に合格した日が属する年度の翌年度の4月1日を起算日として1年ごと、上級の合格資格にあつては、原則として、当該上級の能力検定に合格した日が属する年度の翌年度の4月1日を起算日とした3年ごとに、別に定めるところにより、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その資格を失う。

第8 合格者の管理

実施責任者は、初級又は中級（第5の2の規定により能力検定に合格した者を含む。以下同じ。）の能力検定に合格した者について、合格者台帳（別記様式）を級位ごとに作成するとともに、各級位の能力検定に合格した者の状況に変更が生じた場合には、適宜当該合格者台帳を更新することとする。

なお、上級の合格者に係る台帳については、警察庁において作成される。

第9 受検の奨励

所属長は、所属の職員に対して能力検定の積極的な受検を奨励するものとする。

第10 その他

- 1 能力検定の実施要領については、別に定める。
- 2 この通達の実施の際、現に廃止前の令和5年4月1日付けサ対第10号「埼玉県警察サイバー事案対処能力検定要綱について（通達）」に定める埼玉県警察サイバー事案対処能力検定の初級、中級又は上級に合格している者若しくは合格したとみなされた者は、それぞれこの通達に定める能力検定の初級、中級又は上級に合格したものとする。

別表 1

能力検定の対象となる知識及び技能一覧

級位	知識及び技能
初級	<ol style="list-style-type: none">1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識2 サイバー対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの3 サイバー空間における犯罪に関する通報及び相談を受けた際に、その内容を理解し、適切に事件主管課に報告できる程度の知識及び技能
中級	<ol style="list-style-type: none">1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識2 サイバー対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー対処に従事するために必要なもの3 ネットワーク利用犯罪に的確に対処できる程度の知識及び技能
上級	<ol style="list-style-type: none">1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する高度に専門的な知識2 サイバー対処に関する高度に専門的な知識及び技能であって、他の警察職員に対し、サイバー対処に関する技術的助言を行うために必要なもの3 高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に的確に対処できる程度の知識及び技能

別表 2

出題範囲一覧

出 題 範 囲		初級	中級	上級
サイバー事案に関する知識	関係法令及び捜査手続に関すること	○	○	○
	情報技術の解析の活用に関すること		○	○
	痕跡等の追跡に関すること		○	○
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	各種インターネットサービスに関すること	○	○	○
	各種サーバ及びネットワークに関すること		○	○
	各種ログに関すること		○	○
	各種不正プログラムに関すること		○	○
	情報セキュリティに関すること	○	○	○
	情報セキュリティ対策に関すること			○
	情報セキュリティ実装技術に関すること			○
サイバー対処に関する知識及び技能	サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの	○	○	○
	サイバー対処に従事するために必要なもの		○	○
	サイバー対処に関する技術的助言を行うために必要なもの			○